

令和8年度

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

申請マニュアル



大分県 商工観光労働部 雇用労働室

目 次

はじめに	1 ページ
1 支給対象事業者について	
(1) 支給対象となる事業者	1 ページ
(2) 支給対象外となる事業者	1 ページ
2 支給金額について	
(1) 支給額算定方法	2～3 ページ
(2) 算定例	4～5 ページ
3 支給申請について	
(1) 申請から支給までの流れ	6 ページ
(2) 提出締切	7 ページ
(3) 提出方法・問い合わせ先	7 ページ
4 提出書類について	8～9 ページ
5 その他留意事項	9 ページ
6 不正受給時の対応	9 ページ
7 様式記入例	10～13 ページ

はじめに

(1) 支給要綱について

大分県物価高騰対応業務改善奨励金の申請にあたっては、下記支給要綱のほか、この申請マニュアルに沿って行ってください。

令和8年度 大分県物価高騰対応業務改善奨励金 支給要綱

(2) 使用語句について

この申請マニュアルで使用する語句については、下記のとおりとします。

- ◆ 国助成金 → 厚生労働省の業務改善助成金（大分労働局へ申請するもの）
- ◆ 奨励金 → 大分県物価高騰対応業務改善奨励金

1 支給対象事業者について

(1) 支給対象となる事業者

次の①・②の要件のいずれかを満たしている事業者が対象です。

- ①令和8年3月31日以前に大分労働局に国助成金の交付申請を行い、令和7年4月1日以降に交付決定の通知を受け、その後交付額確定の通知を受けていること。
- ②令和8年4月1日以降に大分労働局に国助成金の交付申請を行い、その後交付額確定の通知を受けていること。

(2) 支給対象外となる事業者

次に該当する場合は、上記（1）の要件を満たしていても、支給対象外になります。

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 支給金額について

(1) ー① 支給額算定方法（令和8年3月31日以前に国助成金の申請を行った場合）

支給対象となる事業者

奨励金の支給額は下記ア・イの方法で算出された額を合算した額になります。なお、算出された金額に千円未満の端数がある場合は、ア・イそれぞれで切り捨てたうえで合算します。

ア国助成金の対象経費支出額から国助成額を除き、下表の奨励金補助率を乗じた額と同表の奨励金上限額を比較して、**いずれか低い方の額**。

奨励金補助率	奨励金上限額
【通常枠】 補助率 1/2	【通常枠】 750千円 (ただし、国助成金額が750千円を下回る場合は、同助成金額とする)
【重点枠※1】 補助率 2/3	【重点枠※1】 1,000千円 (ただし、国助成金額が1,000千円を下回る場合は、同助成金額とする)

※1 令和7年4月1日以降に国助成金の申請を行い、事業場内最低賃金を82円以上引き上げた者が対象です。

イ 国助成金の交付申請に際して、引上げ後の事業場内最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるものの改正、国助成金交付申請手続き等のために社会保険労務士等に支払った報酬額。（上限額は**10万円**）

2 支給金額について

(1) ー② 支給額算定方法（令和8年4月1日以降に国助成金の申請を行った場合）

支給対象となる事業者

奨励金の支給額は下記ア・イの方法で算出された額を合算した額になります。なお、算出された金額に千円未満の端数がある場合は、ア・イそれぞれで切り捨てたうえで合算します。

ア国助成金の対象経費支出額から国助成額を除き、下表の奨励金補助率を乗じた額と同表の奨励金上限額を比較して、**いずれか低い方の額**。

奨励金補助率	奨励金上限額
【通常枠】 補助率 2/3	【通常枠】 1,400千円 (ただし、国助成金額が1,400千円を下回る場合は、同助成金額とする)
【重点枠※2】 補助率 9/10	【重点枠※2】 1,800千円 (ただし、国助成金額が1,800千円を下回る場合は、同助成金額とする)

※1 令和8年4月1日以降に国助成金の申請を行い、令和8年度大分県最低賃金改定幅を超えて賃金引き上げた者が対象です。

イ 国助成金の交付申請に際して、引上げ後の事業場内最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるものの改正、国助成金交付申請手続き等のために社会保険労務士等に支払った報酬額。（上限額は**10万円**）

(2) ① 算定例 (令和7年度国助成金上乘せ分・通常枠の場合)

事業場内最低賃金が954円 (国助成金補助率 4/5) で、従業員 20名の飲食業の事業所 (事業場規模30人未満) が、3,500,000円 (対象経費) で設備投資を実施し、7名の賃金を 81円引上げ、その際、就業規則の改正と国助成金の申請のため、社会保険労務士に報酬 140,000円を支払った場合

ア 国助成金と奨励金上限額の比較

◆国助成金

【ア】 対象経費 × 補助率 = $3,500,000 \times 4/5 = 2,800,000$ 円

【イ】 国助成金上限額 2,300,000円

【ア】 > 【イ】 により、国助成金支給額は2,300,000円… 【A】

(対象経費 3,500,000円 - 国助成金 2,300,000円) × 1/2
= 600,000円 … 【B】

◆奨励金上限額

【A】 2,300,000円 > 750,000円 → 750,000円が上限額… 【C】

※事業場規模等に関わらず上限額は750,000円又は国助成金のいずれか低い方の額

【B】 600,000円 < 【C】 750,000円 → 600,000円 が支給額

イ 社会保険労務士等に支払った報酬

※一般課税 (本則課税) 事業者で、国助成金を消費税抜きで申請した場合は、消費税抜きで申請してください。

◆報酬額 140,000円 … 【A】

◆奨励金上限額 100,000円 … 【B】

【A】 140,000円 > 【B】 100,000円 → 100,000円 が支給額

ア + イ = 700,000円 (奨励金 支給額計)

(2) ② 算定例（令和7年度国助成金上乘せ分・重点枠の場合）

事業場内最低賃金が954円（国助成金補助率 4/5）で、従業員 20名の飲食業の事業所（事業場規模30人未満）が、3,500,000円（対象経費）で設備投資を実施し、7名の賃金を 82円引上げ、その際、就業規則の改正と国助成金の申請のため、社会保険労務士に報酬 140,000円を支払った場合

ア 国助成金と奨励金上限額の比較

◆国助成金

【ア】 対象経費×補助率 = $3,500,000 \times 4/5 = 2,800,000$ 円

【イ】 国助成金上限額 2,300,000円

【ア】 > 【イ】により、国助成金支給額は2,300,000円… 【A】

(対象経費 3,500,000円 - 国助成金 2,300,000円) × 2/3
= 800,000円 … 【B】

◆奨励金上限額

【A】 2,300,000円 > 1,000,000円 → 1,000,000円が上限額… 【C】

※事業場規模等に関わらず上限額は1,000,000円又は国助成金のいずれか低い方の額

【B】 800,000円 < 【C】 1,000,000円 → 800,000円 が支給額

イ 社会保険労務士等に支払った報酬

※一般課税（本則課税）事業者で、国助成金を消費税抜きで申請した場合は、消費税抜きで申請してください。

◆報酬額 140,000円 … 【A】

◆奨励金上限額 100,000円 … 【B】

【A】 140,000円 > 【B】 100,000円 → 100,000円 が支給額

ア + イ = 900,000円 （奨励金 支給額計）

3 支給申請について

(1) 申請から支給までの流れ

申請から支給までの流れは、下記のとおりです。（黄色部分が奨励金関係）

国助成金の交付申請

(申請者 → 国)

国助成金を受けるため、賃上げや設備投資等の実施予定内容を記載した交付申請書類を国へ提出する。

事業実施

(申請者)

国助成金で申請した内容の賃上げ、設備投資等を実施する。

国助成金の
実績報告・額の確定

(申請者 → 国)

国助成金で実施した内容の実績報告書を提出し、国から額の確定通知を受ける。

支給申請兼請求

(申請者 → 県)

国助成金の額の確定通知を受けたら、支給申請兼請求書類を提出する。

奨励金の支給

(県 → 申請者)

支給申請兼請求書類の内容を確認し、奨励金の支給額を確定して、申請者の口座へ振込する。

※国助成金を「税込」で申請した事業者は、以下の報告も必要です。

国助成金の
消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額報告

(申請者 → 国)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したら、所定の様式に関係書類を添付して国へ報告する。

奨励金の
消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額報告

(申請者 → 県)

国に提出した書類の写しを添付して、県にも消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告をする。

(2) 提出締切

- 大分県物価高騰対応業務改善奨励金支給申請書兼請求書（第1号様式）ほか
令和9年3月15日（金）

(3) 提出方法・問い合わせ先

◆郵送・持参の場合

次の宛先に 1部 郵送 又は 持参してください。

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館7階
大分県 商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班

◆電子申請の場合

下記URL又はQRコードから入力フォームに必要事項を入力してください。

- 令和8年3月31日以前に国助成金の交付申請を行った方はこちら

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/8syoureikinn-seikyuu7>



- 令和8年4月1日以降に国助成金の交付申請を行った方はこちら

※準備中

※ 入力フォームを利用する際は、「ログインして申請に進む」か「メール認証して申請に進む」を選択する必要があります。

ログインして申請に進む場合は、GoogleアカウントかLINEを利用してログインするか、新規で入力フォーム用のアカウント（Grafferアカウント）を作成してログインしてください。こちらは一時保存が利用できます。

メール認証して申請する場合は、申請に利用するメールアドレスを入力すれば、アカウント作成等をしなくても申請が可能です。ただし、一時保存は利用できません。

◆問い合わせ先

申請について不明な点や質問等がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県 商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班
TEL 097-506-3354・3353
8:30～17:15（月～金まで、土日・祝日は除く）

4 提出書類について

◆支給申請兼請求書類について

国助成金の額の確定がなされたら、下記書類を提出する。

- 大分県物価高騰対応業務改善奨励金支給申請書兼請求書（第1号様式）
- 国助成金交付決定通知書の写し
- 国助成金交付額確定通知書の写し
- 国助成金実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書、事業実施結果報告の写し
※賃金引上げ額が記載された箇所（事業実施結果報告等）に「原本に相違ない旨」、日付、代表者名を記入してください
- 国助成金交付申請等の手続きに係る社会保険労務士等への報酬額が確認できる領収書又は請求書の写し
- 誓約・同意書（第2号様式）
- その他知事が必要と認める書類

◆下記添付書類は、写し（コピー）で構いません。

- ① 奨励金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる請求書・領収書等
- ② その他知事が必要と認める書類

◆消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告について

国助成金を「税込」で申請した事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したら、国に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）」を提出しなければなりません。

同じように、県にも消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を報告していただく必要がありますので、下記書類を提出してください。

- 大分県物価高騰対応業務改善奨励金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）
- 国助成金の「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）」及びその添付書類
- その他知事が必要と認める書類

5 その他留意事項

- ◆ 申請の内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
申請書類が多い場合、確認にお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。
- ◆ 不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先に電話又はEメールで確認させていただきます。

6 不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

- ① 既に奨励金が支払われている場合は、返還請求。
- ② 不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

(1) 申請書兼請求書 (第1号様式)

第1号様式 (第5条関係)

令和8年度 大分県物価高騰対応業務改善奨励金支給申請書兼請求書

令和 8年 4月 22日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

事業場 所在地 **大分市●●●△△△一△**
名称 **株式会社□□□□**
代表者職氏名 **代表取締役 大分 太郎**

厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「国助成金」という。)の交付額確定の通知がありましたので、令和8年度大分県物価高騰対応業務改善奨励金(以下「奨励金」という。)支給要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、支給が決定された場合は、下記の口座へ振り込んでいただきますよう請求します。

記

1 奨励金支給申請額 (下記①+②) 金 **900,000** 円

申請枠区分 (通常枠 ・ **重点枠**) ※いずれかに○をすること。
事業場内最低賃金引き上げ額 **82** 円 (**954** 円から **1036** 円へ)

2 奨励金支給申請額の内訳

① 国助成金にかかる奨励金支給申請額

A ④	B ⑤	C ⑥	D ⑦	E	奨励金支給申請額①
国助成金の対象経費支出済額	国助成金の助成額(交付確定額)	国助成金における対象経費から助成額を除いて補助率を乗じて得た額(A-B)×補助率	奨励金上限額	CとDを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)	BとEを比較して少ない方の額
3,500,000円	2,300,000円	800,000円	1,000,000円	800,000円	800,000円

② 社会保険労務士等への報酬等の支払いに係る奨励金支給申請額

F	G	奨励金支給申請額②
社会保険労務士等への報酬の実支出額	奨励金上限額(別表第2第2欄)	FとGを比較して少ない方の額(千円未満切捨て)
140,000円	100,000円	100,000円

※ F欄は、国助成金を税抜で申請している場合は税抜、税込で申請している場合は税込で記載願います。

- ① 国助成金の申請をした事業場及び代表者を記載してください。
- ② 「2 奨励金支給申請額の内訳」の①と②で算出した申請額の合計額を記入してください。
- ③ 通常枠と重点枠のいずれかを選択し、国助成金の申請時に引き上げた賃金額を記載してください。重点枠は、令和7年4月1日以降に国助成金を申請し、賃金を該当年度の地域別最低賃金改定額以上に引き上げた場合に対象となります。
- ④ 国助成金の「国庫補助金精算書(様式第9号 別紙1)」に記載した「対象経費支出済額(D)」の金額を記入してください。
- ⑤ 国助成金の「交付額確定及び支給決定通知書(様式第11号)」に記載されている確定額を記入してください。

(3) 申請書兼請求書 (第3号様式)

3 奨励金支給申請額に消費税を含めている場合の理由 9
 ※いずれかに○をしてください。消費税を含めていない場合は記載不要です。
 ア 免税事業者である イ 簡易課税事業者である ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である
 エ ア〜ウ以外の者であって、消費税等仕入控除税額の報告及び返還を選択する

4 添付書類確認表 (提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください) 10

提出書類	確認欄
国助成金交付決定通知書の写し	○
国助成金交付額確定通知書の写し	○
国助成金実績報告書の写し (国助成金交付要綱 様式第9号)	○
国庫補助金精算書 (国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)	○
事業実施結果報告書 (国助成金交付要綱 様式第9号別紙2) <small>※引上げ前後の賃金額が記載された箇所に「原本に相違ない旨」、日付、代表者名を記入してください</small>	○
国助成金交付申請手続き等に係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる書面 (請求書、領収書等) の写し	○
誓約・同意書 (第2号様式)	○
その他県知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。 11

5 奨励金振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	大分 <u>銀行</u> ・金庫・組合	県庁内 支店
預金種別	<u>1 普通</u> 2 当座	
口座番号 (7ケタ)	1234567	
口座名義 (カタカナ)	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	

担 当	部 署 名	総務部
	職 氏 名	事務 豊後 花子
	電 話 番 号	097-△△△-〇〇〇〇
	メー ル ア ド レ ス	×××@〇〇〇.jp

- 6 【令和7年度国助成金への上乗せ】
 通常枠の場合は補助率1/2、重点枠の場合は補助率2/3を乗じた額を記載してください。
 【令和8年度国助成金への上乗せ】
 通常枠の場合は補助率2/3、重点枠の場合は補助率9/10を乗じた額を記載してください。
- 7 【令和7年度国助成金への上乗せ】
 通常枠の場合は上限額750,000円、重点枠の場合は上限額1,000,000円を記載してください。
 【令和8年度国助成金への上乗せ】
 通常枠の場合は上限額1,400,000円、重点枠の場合は上限額1,800,000円を記載してください。
- 8 国助成金の交付申請に際して、引上げ後の事業場内最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるものの改正、国助成金交付申請手続き等のために社会保険労務士等に報酬を支払った場合は記入してください。なお、一般課税 (本則課税) 事業者で、国助成金を消費税抜きで申請した場合は、消費税抜きで申請してください。
- 9 国助成金・県奨励金を消費税込みで申請した場合は、その理由を選んでください。
 (国助成金の交付申請書 (様式第1号) の「6 消費税の適用に関する事項」で選択した理由を選んでください。)
- 10 添付書類が揃っているか確認のうえ、○を付けてください。
- 11 奨励金の振り込みを希望する口座を記入してください。

(2) 誓約・同意書 (第2号様式)

第2号様式 (第5条関係)

誓約・同意書

私は、下記の事項について誓約・同意します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 令和8年度大分県物価高騰対応業務改善奨励金 (以下「奨励金」という。) 支給要綱第5条の規定による支給申請書兼請求書の提出時に、当該奨励金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなき場合は、これを支給申請額から減額して申請します。当該奨励金の支給決定後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額 (支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を大分県物価高騰対応業務改善奨励金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書 (第4号様式) により速やかに知事に報告し、当該金額を返還します。
- 厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) の交付決定の取消や返還命令があった場合は速やかに知事に報告します。

令和 8年 4月 22日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(法人、団体にあつては事務所所在地)

住所	大分市●●●△△△-△
ふりがな	かぶしきがいしゃ□□□□
商号又は名称	株式会社□□□□
ふりがな	だいひょうとりしまりやく おおいた たろう
代表者氏名	代表取締役 大分 太郎
代表者生年月日	(明治・大正・昭和・平成) 40年 1月 1日 (男・女)

①

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

①申請をした事業場の住所を記入してください。

(3) 消費税等仕入控除税額確定報告書 (第4号様式)

第4号様式 (第6条関係)

令和8年度 大分県物価高騰対応業務改善奨励金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
令和 8年 6月 10日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(申請者)

所在地 大分市●●●△△△-△

名称 株式会社□□□□

代表者職氏名 代表取締役 大分 太郎

2

令和 ●年 ●月 ●日付けで支給決定のあった令和8年度大分県物価高騰対応業務改善奨励金 (以下「奨励金」という。)に係る消費税等仕入控除税額が確定したため、奨励金支給要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 奨励金の支給決定額

金 350,000 円

2 奨励金の支給決定時に減額した消費税等仕入控除税額

金 0 円

3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金 0 円

4 奨励金返還相当額 (3 - 2)

金 0 円

5 その他

消費税確定申告書の写し及びその添付書類 (奨励金に係るもの) を添付すること。

- 1 国助成金の申請をした事業場及び代表者を記載してください。
- 2 交付決定通知書に記載の日付を記載してください。
- 3 口座に振り込まれた奨励金の金額を記載してください。
- 4 申請書兼請求書提出の際、消費税等仕入控除税額を減額した金額で申請した場合は、その金額を記載してください。
- 5 確定した仕入控除税額を記入してください。
- 6 5の金額がわかる書類として、基本的には国助成金の手続きで提出した「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (様式第12号)」とその添付書類の写し (コピー) を提出してください。もしそれで確認できない場合は、別途他の書類提出を求める場合がございますのでご了承ください。